

空き家バンク物件登録までの流れ

①物件登録の希望を通知

- ・物件を空き家バンクに登録したい旨を物件所有者から市ふるさと活力創生課へ連絡します。物件の状態や所在地、ご連絡先などをお聞きします。
※賃貸を目的として建築したものは、制度の趣旨に該当しません。

②外観確認、登録可否の通知

- ・市担当により、物件の外観を確認します。（場合により敷地内部も確認します）物件確認後、登録可能かどうかを物件所有者に連絡します。
※老朽化が著しいまたは大規模な修繕が必要な場合は登録できない場合があります。

③担当不動産業者の決定

- ・その物件を担当している不動産業者がない場合、観音寺市空き家バンク協力会員登録名簿に記載された業者から担当となる不動産業者を物件所有者に決定していただきます。

④建物詳細確認（市同行）

- ・登録予定物件の室内、設備等の詳しい確認を市の担当、担当不動産業者、物件所有者の3者で行い、最終的な登録の適否を判断します。

⑤空き家バンク登録申込書の提出

- ・登録申込書を市ふるさと活力創生課へ提出します。物件の詳細な情報や希望価格等については、担当不動産業者と協議のうえ記入してください。
- ・登録が可能であると判断された場合、申込書及び必要書類を市へ提出してください。

【提出書類】

- ①観音寺市空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- ②観音寺市空き家バンク登録票（様式第2号）
- ③間取り図
- ④観音寺市税（全税）の完納証明書 ※市役所1階 証明書発行センターにて取得（有料）
- ⑤建物及び土地の所有権が確認できる書類（登記簿謄本、権利書など）

⑥空き家情報の提供

- ・観音寺市ホームページや市役所で物件の情報を発信します。

⑦物件見学の実施

- ・空き家バンク利用登録者から物件の見学希望があれば、市が担当不動産業者をお教えします。
- ・見学希望者が担当不動産業者に連絡し、現地見学を行います。（市担当者は随行いたしません）

⑧交渉及び契約

- ・見学等を実施後、契約の意思がある場合、担当物件の契約交渉・締結までの業務を担当不動産業者にて行います。※仲介手数料が必要です
- ・市は交渉及び契約には介入いたしません。
- ・成約後は、市ふるさと活力創生課へ「契約書の写し」を提出していただきます。